

特例適用・除外願出書 願出理由一覧（参考）

設備の種類	願出理由一覧（参考）
屋内消火栓設備 （除外）	・耐火構造かつ床面以上の内装仕上げを難燃以上とし除外したい。 ・準耐火構造かつ床面以上の内装仕上げを難燃以上とし除外したい。
屋内消火栓設備 （除外）	各階を消防法上の普通階とし除外したい。
自動火災報知設備 （除外）	1 階を消防法上の普通階とし、感知器種別を熱式にしたい。
自動火災報知設備 非常放送設備 （特例適用）	令和 6 年 8 月 23 日付「消防予第 404 号」通知に適合するように可動式ブースを設置するため、感知器及びスピーカーを除外したい。
誘導灯 （除外）	各階を消防法上の普通階とし、誘導標識に変更したい。
消防用水 （特例適用）	要否について消防法施行令第 27 条第 2 項に規定する検証を実施した結果、規定数値未満のため除外したい。
排煙設備 （特例適用）	〇〇室の間仕切り上部を当該床面積の 1/50 以上開口し、隣室の排煙口と同一排煙区画としたい。
連結散水設備 （除外）	地下 1 階を消防法上の普通階として取扱い、除外したい。
非常コンセント設備 （特例適用）	非常電源回路内の電力量計を耐火隔壁で保護するため、第 1 種耐熱型分電盤の同等品を使用したい。
スプリンクラー設備 消防機関へ通報する 火災報知設備 （除外）	入居する障がい支援区分 4 以上のものが定員数（〇〇人）の 8 割以上とならないようにするため除外したい。 ※別途誓約書の添付が必要です。

※上記以外の特例適用・除外を申請される方で、願出理由の記載方法が分からない場合はお気軽にお問い合わせください。
また空欄で提出していただいても結構です。